

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アート寺子屋

三 代表者の氏名

寺岡 逸郎

四 主たる事務所の所在地

天理市柳本町一四七九番地

五 定款に記載された目的

この法人は青壮年に対して、芸術を介して豊かな情操を育むための教育支援事業を行い、健全な社会生活の発展、成長に寄与することを目的とする。